

物品・役務契約に関する制度改正のお知らせ

札幌市では、物価高騰への対応や事務手続きの効率化を図るため、令和8年度より、物品の購入や役務契約等に関する各種基準や取り扱いを見直します。

事業者の皆様におかれましては、本改正の内容についてご確認いただきますようお願いいたします。

1 随意契約の上限額等の引き上げ

競争入札によらずに随意契約を行うことができる予定価格の基準額を、地方自治法施行令の規定にあわせて以下のとおり引き上げます。

また、この引上げに伴い、予定価格調書の作成を省略できる金額や、入札結果等の公表対象となる特定随意契約の基準額等も引き上げます。

契約の区分	改正前の基準額	改正後の基準額
物品の製造の請負	250万円以下	400万円以下
物品の購入	160万円以下	300万円以下
直接購入等における物品の購入（※）	100万円以下	200万円以下
物品の借受け（リース等）	80万円以下	150万円以下
物品の修繕、役務契約	100万円以下	200万円以下

※ 契約管理課以外の各課で購入等を行う場合

2 契約書・請書の作成省略基準の引き上げ

契約書や請書の作成を省略できる金額の基準を引き上げます（リース契約、長期継続契約その他契約書の作成が省略できないものを除きます。）。

(1) 契約書の作成を省略し、請書で契約できる金額

区分	改正前の基準額	改正後の基準額
物品の製造の請負	250万円以下	400万円以下
物品の購入又は修繕	100万円以下	200万円以下
物品の借受け	80万円以下	150万円以下
役務契約	50万円未満	100万円以下

(2) 請書も省略できる金額

区分	改正前の基準額	改正後の基準額
物品の購入・修繕・製造・借受け	50万円以下 (資格者以外は10万円未満)	100万円以下 (資格者以外は20万円未満)
役務契約	10万円未満	20万円未満

※ 資格者とは、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録のある者のことを言います。

3 入札保証金・契約保証金の免除対象の拡大

過去の契約実績により、入札保証金及び契約保証金の納付を免除できる要件について、これまで「本市その他の官公庁」としていたものに、独立行政法人及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を追加します。

4 指名競争入札の指名通知期限の変更

指名競争入札において、送付による入札が一般化していることを踏まえ、十分な見積・準備期間を確保できるよう、指名通知を行う期限を前倒し（延長）します。

予定価格	区分	改正前の通知期限	改正後の通知期限
500万円未満	通常時	2日前の日	5日前の日
	緊急時等	—	2日前の日
500万円以上 5,000万円未満	通常時	6日前の日	8日前の日
	緊急時等	2日前の日	5日前の日
5,000万円以上	通常時	11日前の日	変更なし
	緊急時等	6日前の日	8日前の日

5 施行日について

本改正は、原則として**令和8年4月1日**から施行（適用）されます。

※ 基準額については、施行日以後に行う告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用します。

【お問い合わせ先】 札幌市財政局管財部契約管理課 電話011-211-2152
